

第1章
総

則

第2章
災

害

第3章
風

水

第4章
地

震

第5章
雪

害

第6章
災

害

復

旧

・

復

興

第6章 災害復旧・復興計画

[留意事項]

本部から復旧・復興本部への移行前は、復旧・復興本部の各部はそれぞれに対応する本部の部に読み替える。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

<目次>

第1款	災害復旧・復興組織の設置	1
第1	復旧・復興本部の設置	1
第2	復旧・復興本部の組織・運営	1
第2款	生活再建支援	2
第1	災害弔慰金等の支給等	2
第2	生活福祉資金の貸付	2
第3	租税の減免等	2
第4	被災者生活再建支援	3
第5	公共料金等の特例措置	3
第6	被災者の雇用対策	4
第7	住民への生活再建の各種支援制度の周知等	4
第3款	災害義援金の募集等	5
第4款	災害復旧事業	6
第1	災害復旧事業の種類	6
第2	激甚災害の指定に関する事項	8
第3	災害復旧事業に必要な金融に関する事項	9
第5款	住宅の復旧	10
第6款	復興計画の策定	11
第1	復興計画等の内容	11
第2	復興計画策定への事前の取組み	14

第1款 災害復旧・復興組織の設置

担当	市	各部
	関係機関	
	関係団体	

第1 復旧・復興本部の設置

市長は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、豊岡市災害復旧・復興本部（以下「復旧・復興本部」という。）を設置する。

なお、復旧・復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

第2 復旧・復興本部の組織・運営

復旧・復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

本部員の任務

構 成 員		任 務
本 部 長	市 長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副 本 部 長	副 市 長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本 部 員	技監、危機管理部長、行政管理部長、総務部長、関係の部長（部参事）及び関係の振興局長並びに秘書広報課長、DX・行財政改革推進課長、総務課長及び財政課長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。
出 席 を 求 め る 者	必要に応じ市長が指名する	本部長の求めに応じ意見を述べる。

各部の分掌事務

部 名	分掌事務
行政管理部 市長公室 DX・行財政改革推進課	○復旧・復興に関する総合的企画及び調整に関すること
総務部	○復旧・復興本部会議の事務局の支援に関すること
市民部、健康福祉部、くらし創造部、こども未来部、教育委員会	○住民の生活、文化の復旧・復興に関すること
観光文化部、 コウノトリ共生部	○地域産業の復旧・復興に関すること
都市整備部、上下水道部	○都市機能の復旧・復興に関すること
振興局	○振興局管内の復旧・復興に関すること

復旧・復興本部会議

構 成 員	事 務
本部長、副本部長、本部員、市長の指名する者	○復旧・復興の基本方針、復旧・復興に係る重要施策の審議、調整 ○各部の重要事項の報告

第1章 総 則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第2款 生活再建支援

担当	市	本部事務局、衛生部、調査部、救護部、工務部、水道部
	関係機関	ライフライン機関
	関係団体	社会福祉協議会、商工会議所、商工会、ライフライン機関

第1 災害弔慰金等の支給等

市（救護部）は、災害により被害を受けた住民の自立復興を促進し、市民生活の早期回復を図ることを目的に、次のとおり被災者援護の措置を講じる。

1 災害弔慰金の支給

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

3 災害援護資金の貸付

豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

4 市災害見舞金の支給

豊岡市災害見舞金の支給に関する規則に基づき、自然災害により被災した住民に見舞金を支給する。

第2 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、豊岡市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

第3 租税の減免等

市（調査部）は、本庁及び振興局に各種申請手続きの総合案内窓口を設置するとともに次の措置を講じる。

なお、制度の内容や申請方法について、広報紙等を活用して周知する。

1 納税期限の延長（市税条例第18条の2）

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限の延長を行う。

2 徴収猶予（地方税法第15条）

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

3 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。なお、県税、国税も同様な措置がとられる。

(1) 市民税（市税条例第51条）

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 固定資産税（市税条例第71条）

災害により著しく価値が減じた固定資産について減免を行う。

(3) 軽自動車税・国民健康保険税（市税条例第89条・国保条例第23条）

被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。

第4 被災者生活再建支援

市（衛生部）は、災害により著しい被害を受け、経済的理由等によって生活を再建することが困難なものに対し、次の被災者生活再建支援を行う。

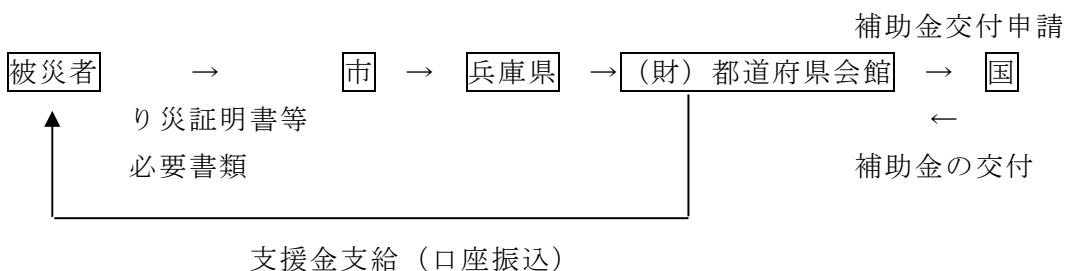
(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援金交付申請の受付及び進達

(2) 県の居住安定支援制度に基づく市居住安定支援助成金の交付

(3) 兵庫県住宅再建共済制度加入者からの給付申請の受付及び進達

なお、市（本部事務局）は、市被災者生活再建支援基金の活用について検討する。

（被災者生活再建支援制度）



第5 公共料金等の特例措置

市、ライフライン機関は、被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて、監督省庁の認可や要件（災害救助法適用災害等）に基づいて、可能な限り特例措置を講じる。

(1) り災証明手数料の免除

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2款 生活再建支援

第1章 総則

- (2) 保育料の減免
- (3) 市営住宅家賃等の減免
- (4) 上下水道料金の減免等
- (5) し尿くみ取り手数料の免除等（上限あり）
- (6) ごみ処理手数料の減免
- (7) テレビ受信料金の免除等
- (8) 電話料金・電話工事費の減免等
- (9) 電気料金・工事費負担金の免除等
- (10) ガス料金の納付延長等

第2章 災害予防

第6 被災者の雇用対策

市（調査部）は、公共職業安定所に対し、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するための対策を依頼する。

また、商工会議所、商工会等の関係団体とも連携しながら、被災者が地元事業所等に優先的に雇用されるよう調整を図る。

第3章 風水害応急

第7 住民への生活再建の各種支援制度の周知等

市（本部事務局）は、災害により被災者に対する各種支援制度等を実施する場合は、次のとおり周知等を行う。

- (1) 各種支援制度の周知・広報

ア 防災行政無線

イ 広報紙・チラシ・ホームページ・とよおか防災ネット・広報車

ウ FMジャングル、マスコミ等と協力した新聞広報

- (2) 相談窓口等の設置

本庁及び各振興局に総合相談窓口を設置し、生活再建に伴う各種問い合わせ、相談等に応じる。

- (3) 市（本部事務局）は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第3款 災害義援金の募集等

担当	市	支援部
	関係機関	金融機関
	関係団体	

市は、災害により被災者への義援金の募集を決定した場合、会計課担当により関係機関の協力を得て災害義援金の募集、受付、配分を行う。

1 募集

募集方法、募集期間を定めて広報する。

2 受付、保管

市（支援部）は、金融機関に受付口座を設けるとともに、義援金受付窓口を設置し、受付記録の作成後、寄託者に受領書を発行する。また、受付窓口で受け付けた義援金は、被災者に支給するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。

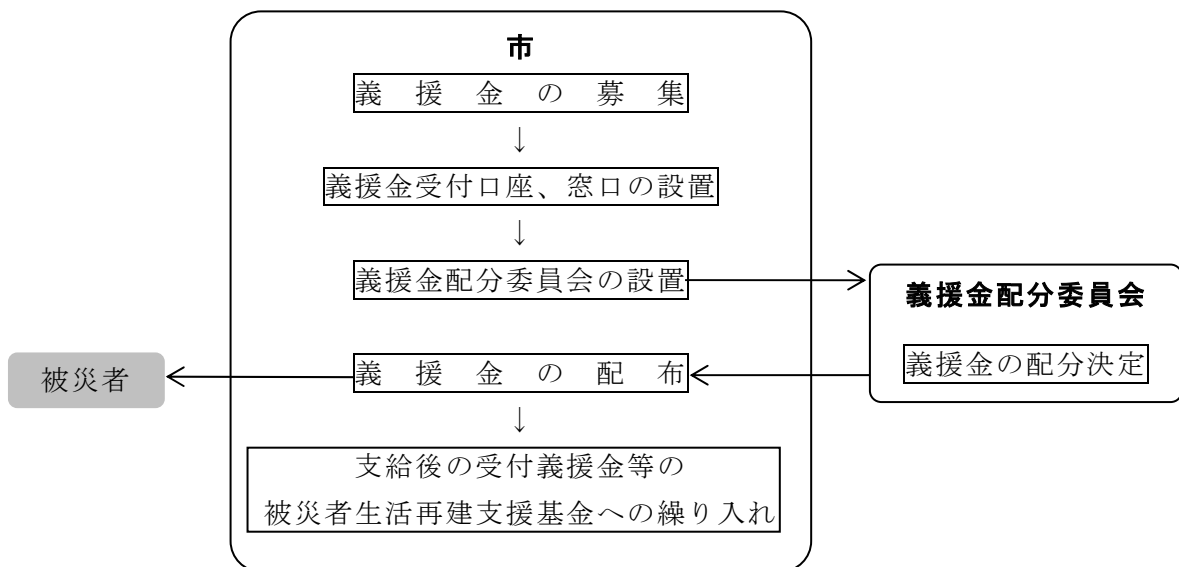
3 配分

市は、義援金配分委員会を設置し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

なお、被災者へ支給する義援金は、市見舞金規則に基づく災害見舞金と同時支給とするとともに、県の受け付けた義援金と同時に支給できるよう十分調整を行う。

4 その他

被災者への支給後の端数の額及び支給後に受け付けた義援金は、市被災者生活再建支援基金に積み立てる。



第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第4款 災害復旧事業

第1章
総則

第4款 災害復旧事業

第1 災害復旧事業の種類

担当	市	各部
	関係機関	県、豊岡河川国道事務所
	関係団体	

第2章
災害予防

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 港湾災害復旧事業
- ケ 漁港災害復旧事業
- コ 下水道災害復旧事業
- サ 公園災害復旧事業

第3章
風水害応急

(2) 農林水産業施設等災害復旧事業

- ア 農地農業用施設災害復旧事業
- イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ウ 林道施設災害復旧事業

第4章
地震・津波災害応急

(3) 都市施設等災害復旧事業

- ア 街路災害復旧事業
- イ 都市排水施設等災害復旧事業

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

(4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) 中小企業の振興に関する事業

(11) その他の災害復旧事業

第6章
災害復旧・復興

2 「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく災害復旧事業等に係る工事の代行要請措置

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の

第4款 災害復旧事業

2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）により、行政機能が低下した場合は、次の災害復旧事業等に係る工事について、兵庫県知事に対し代行を要請する。

- ①漁港 ②港湾施設 ③道路 ④空港 ⑤海岸保全施設 ⑥公共下水道 ⑦河川

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第4款 災害復旧事業

第1章 総則

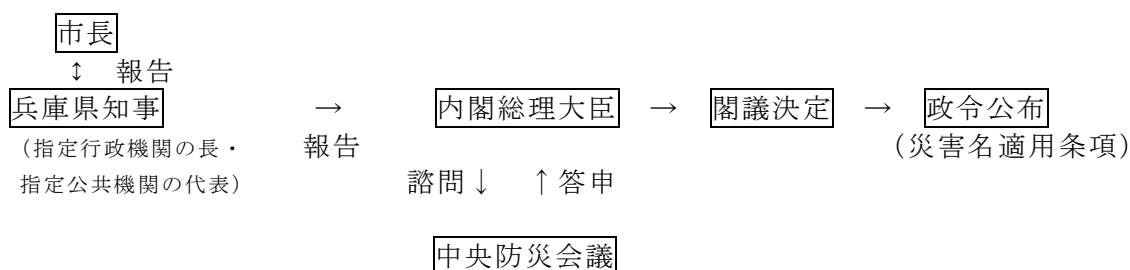
第2 激甚災害の指定に関する事項

担当	市	各部
	関係機関	県、豊岡河川国道事務所
	関係団体	

災害対策基本法第97条に規定されている著しく激甚な災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、市（各部）は県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

また、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係る関係調書等を作成し、県各部に提出する。

（激甚災害の指定の手続）



第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

激甚災害及び局地激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 障害者支援施設の災害復旧事業
- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (カ) 感染症予防事業
- (シ) 堆積土砂排除事業
- (ス) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の特別の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (エ) 母子、父子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - (オ) 水防資材費の補助の特例
 - (カ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3 災害復旧事業に必要な金融に関する事項

担 当	市	
	関係機関	
	関係団体	農業協同組合、金融機関

1 農林漁業災害資金

関係団体は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

関係団体は、天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金

関係団体は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

関係団体は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫及びの融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第5款 住宅の復旧

担当	市	工務部、救護部
	関係機関	
	関係団体	

1 災害復興住宅融資

独立行政法人住宅金融支援機構は、災害により被害を受けた住宅の所有者又は居住者に対して、災害復興住宅の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

2 災害公営住宅の建設

市（工務部）は、災害復旧事業において災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

(1) 建設地

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

(2) 入居基準

次のいずれにも該当する者とする。

ア 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

イ 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯でこと。（政令月収とは、世帯の総所得から同令第1条第3号に規定される諸控除を除いた額の1/12）

(3) 住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応につとめる。

第6款 復興計画の策定

担当	市	各部
	関係機関	
	関係団体	

被災地の復興を計画的に推進する必要があると認められるときは、「大規模災害からの復興に関する法律」も踏まえた基本方針及び復興計画を策定する。

第1 復興計画等の内容

1 基本的考え方

市（本部事務局）は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

2 構成

復興計画策定の基本方針となる「復興基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復旧（復興）計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復旧・復興を推進していく。

3 復興計画の策定手順

(1) 準備

復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組みに配慮する。

- ア 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
- イ 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ウ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

(2) 復興協議会の設置

本部長は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

復興協議会における協議等の手続きを行い復興計画に記載することで、土地利用基本計画の変更等がなされたものとみなすことができるほか、復興整備事業に係る許認可等の緩和等の特例措置を受けることができる。

(3) 策定

市は、必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、国、兵庫県の復興基本方針等に即して、復興計画を策定し、円滑かつ迅速な復興を図る。

また、計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第6款 復興計画の策定

第1章 総則

に応じたものとする。

ア 多様な行動主体の参画と協働

住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

その際、男女共同参画の視点から、復旧・復興の女性の参画について促進を図る。

イ 将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、人口の現状や将来の見通しなども踏まえた社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる、柔軟な計画となるよう配慮する。

ウ 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(計画構成例)

(ア) 基本方針

(イ) 基本理念

(ウ) 基本目標

(エ) 施策体系

(オ) 復興事業計画等 (計画区域・土地利用方針・期間等)

想定される事業分野・生活

① 住宅

② 保健、医療

③ 福祉

④ 教育、文化

⑤ 産業、雇用

⑥ 環境

⑦ 都市及び都市基盤 等

(4) 特定大規模災害に伴う復興計画等の特別措置

ア 土地利用に係る許認可等の一括処理

イ 復興整備事業に係る許認可等の特例

ウ 復興一体事業

エ 復興計画の実施に係る特別の措置

オ 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画等

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 雪害・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

4 分野別緊急復興計画

災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興計画

市(各部)は、被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活

復興計画を必要に応じて策定する。

(計画項目例)

ア コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、孤立化予防、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

イ 保健・医療・福祉サービスの充実

障害者、高齢者などへの家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動などの在宅サービスの充実、医療の確保、アルコール問題やPTSD、自殺対策などのこころのケア対策等

ウ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

エ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

オ 安全で快適な住まいの提供

仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

カ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供に協力する者への支援等

(2) 住宅復興計画

市（工務部）は、被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

(計画項目例)

ア 早期の恒久住宅建設

県・公団・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等

イ 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設

地域別や世帯構成に配慮した供給・整備及び入居者選定方法の設定、家賃対策等

ウ 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(3) 都市復興計画

市（工務部、水道部）は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤の復興計画を必要に応じて策定する。

(計画項目例)

ア 主要交通施設の整備

道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

イ 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等

ウ ライフラインの整備

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第6款 復興計画の策定

第1章 総則

上下水道の早期復旧と耐震性の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等
エ 防災基盤の整備
公共土木施設の早期復旧と耐震性の強化及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

(4) 産業復興計画

市（調査部、農林部）は、著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

（計画項目例）

- ア 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
相談指導・支援体制の確立、中小企業・商店街の早期再建支援等
- イ 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
企業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等
- ウ 産業配置と広域的連携
新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等
- エ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成
地域産業を支える人材育成・確保、自立的就業支援等
- オ 防災力の向上につながる農林業の確立
経済活動のみならず防災上重要な産業であることの周知と産業支援

(5) その他

上記の分野別緊急復旧（復興）計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復旧（復興）計画を策定する。

第2章 災害予防

第3章 風水害応急

第4章 地震・津波災害応急

第5章 大雪・大規模事故等災害応急

第6章 災害復旧・復興

第2 復興計画策定への事前の取組み

大規模災害後の復興を迅速かつ円滑に推進するためには、復興の行動手順や復興計画立案の指針など復興に係わる様々な課題について、事前に検討を行う必要がある。

このような観点から、「(仮称)豊岡市事前復興計画」の策定を進める。なお、事前復興計画は、国、県の動向その他社会情勢等を踏まえて、適宜修正を行っていくものとする。

1 復興への条件整備

復旧・復興対策として、特に発災後の比較的早い時期から着手すべき事項及び復興施策全般に係る事項（復興体制の整備や復興計画の策定など）についての取組みを定める。

2 分野別復興施策

被災地の復旧・復興の主要な目標である「すまいと暮らしの再建」「まちの復興」「産業・経済の復興」の3つの分野についての取組みを定める。

